

川崎市観光関係事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）に基づき、市内の観光関連団体の運営又は観光振興のためのイベント事業に要する経費に対して助成を行なうことにより、川崎のイメージアップ、観光客の増大や観光産業の発展に寄与することを目的とする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象団体は次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 一般社団法人川崎市観光協会
- (2) 川崎大師薪能実行委員会

2 補助の対象経費は別表のとおりとする。ただし、次に該当するものは補助の対象としない。

- (1) 営利販売を目的とするイベントに係る経費
- (2) 販売を目的とした物品の購入に関する経費
- (3) 不動産の購入に係る経費
- (4) 遊興に要する経費
- (5) 主催者又は会員に対する謝礼に係る経費

3 補助の対象の代表者又は役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当していないことを条件とする。

(補助率)

第3条 補助金の額は予算の範囲内において別表に定める補助率により交付する。

2 前項の規定により算出した補助額の1,000円未満の額は、切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了の予定日その他補助事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 暴力団員に該当しないことの誓約書（第2号様式）

(4) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、補助事業等の目的及び内容により、第1項の申請書に記載すべき事項及び前項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることができる。

(交付の決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(交付の条件)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更(市長が定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。

(2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。

(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けるべきこと。

(4) その他市長が必要と認める条件

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、第3号様式により補助金の交付の申請をした者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知があった日から30日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがで

きる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(補助事業等の遂行)

第10条 申請者は、補助金の決定の内容及び、これに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。

2 補助金交付対象者は、補助金の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴取を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

3 補助金交付対象者は、前項の規定により市内中小企業者から見積書を徴取する場合は、市内中小企業者であることの誓約書（第5号様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登録され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登録されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

(補助事業等の遂行の指示)

第11条 市長は、補助事業等が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者等に対し、これらに従って補助事業等を遂行すべきことを指示するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果及び補助金に係る収支計算に関する事項を記載した実績報告書（第4号様式）、発注実績報告書（第6号様式）及び入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第7号様式）に、市長が必要と認める書類を添付して市長に報告しなければならない。補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

2 前項に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとする。

3 第1項に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書については、第10条第2項ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴取し難い事由がある場合に提出するものとする。

(補助金の額の確定等)

第13条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（第8号様式）により、当該補助事業者等に通知するものとする。

（補助金の概算払）

第14条 市長は、補助金について、相当の理由があると認めるときは、補助事業者等の申し出により、概算払をすることができる。

（是正のための措置）

第15条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に命ずることができる。

2 第11条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 川崎市観光関係事業補助金要綱及び補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

（補助金の返還）

第17条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第18条 補助事業者等は、第16条の規定による取消しにより、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領

したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領した日において受領されたものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられるものとする。

4 補助事業者等は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(報告等)

第19条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等に対し、補助事業等に関する報告を求めることができる。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度の予算に係る補助金から適用する。

2 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

3 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

4 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

5 この要綱は、平成31年4月30日から施行する。

6 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

7 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

8 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

9 この要綱は、令和5年10月23日から施行する。

別表

補助対象団体	補助対象経費	補助率
一般社団法人川崎市観光協会	人件費、臨時雇用賃金、福利厚生費、賃借料、旅費交通費、委託費、通信運搬費、消耗什器備品費、消耗品費、修繕費、印刷製本費、光熱水費、図書費、会議費、手数料、雑費、観光事業奨励費、観光事業褒章費、かわさき名産品普及活動事業費、地区観光協会育成費、地区観光協会助成費、その他必要となる経費	全額対象
川崎大師薪能実行委員会	報償費、舞台設営費、広告宣伝費、その他必要となる経費	1 / 2 以内

第1号様式

川崎市観光関係事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所
団 体 名
代表者氏名

川崎市観光関係事業補助金の交付を受けたいので、川崎市観光関係事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添え、次のとおり申請いたします。

事業の名称	
事業の目的	
事業の内容	
事業計画書	別紙1のとおり
収支予算書	別紙2のとおり
事業完了予定日	年 月 日
補助金交付申請額	円
補助金申請額算出式	円 (事業費総額) × / (補助率)
概算払の有無	有 無
概算払を必要とする理由	

誓約書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

住 所
団 体 名
代表者氏名

申請者及び申請者の役員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法第2条第6号に規定する暴力団員）に該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、交付決定の取消等その他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、下記「役員等名簿」により提出する当方の個人情報
を警察に提供することについて同意します。

〔役員等名簿〕

役職	フリガナ 氏名	性別	住所	生年月日

(注1) 氏名には、フリガナを付して下さい。

(注2) 当名簿に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

(注3) 性別は任意記載。ただし、照会時に性別が必要となった場合には教えていただく場合がございます。

川崎市観光関係事業補助金交付決定通知書

川崎市指令 第 号

住 所

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付けで申請のあった川崎市観光関係事業補助金については、川崎市観光関係事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次の条件を付けて交付を決定します。

年 月 日

川崎市長

1 補助金の額は次のとおりとする。

補助金額 金 円

補助対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 交付条件

(1) 川崎市観光関係事業補助金交付要綱第6条に基づき以下の条件にあてはまる場合市長に報告し承認を受けるべきこと。

①補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更(市長が定める軽微な変更を除く。) をする場合

②補助事業等中止し、又は廃止する場合。

③補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合。

④その他市長が必要と認める条件が発生した場合。

(2) 川崎市観光関係事業補助金交付要綱第12条に基づき、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。) は、補助事業等の成果及び補助金に係る収支計算に関する事項を記載した実績報告書に、市長が必要と認める書類を添付して市長に報告しなければならない。補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

(3) 川崎市観光関係事業補助金交付要綱第16条各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとし、同要綱に定める規定に基づき、既に交付した補助金の全額又は一部の返還を命ずることがあります。

川崎市観光関係事業実績報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付けで交付を受けた川崎市観光関係事業補助金に係る補助事業の実績を、川崎市観光関係事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、関係書類を添え次のとおり報告いたします。

- 1 事業実績報告書
- 2 収支決算書
- 3 その他関係資料

誓 約 書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

案件名

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登録簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年 月 日

（宛先）

補助交付対象者名

補助交付対象者の代表者名

住 所

（ふりがな）

商号又は名称

代表者職氏名

資本金の額 円

職員総数 人

（※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。）

発注実績報告書

(宛先) 川 崎 市 長

所在地
名 称
代表者名

年 月 日付け川崎市指令 第 号をもって交付決定通知があった補助事業について、川崎市観光
関係事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 事業名 _____

2 発注実績 (別添とすることも可)

※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。 (単位：円)

	契約日	契約種別 (工事、委託、物品)	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
					合計	

3 添付書類

- (1) 上記、契約結果の分かる書類の写し
- (2) 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴取し難い事由がある場合は、入札(見積り)に係る理由書

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**(原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業)

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

1. 契約名称

2. 発注先（業者名）

3. 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

（※辞退届を含む。）

4. 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴取が行えない理由

	(1) 市内中小企業者で取扱いがない
	(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
	(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
	(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
	(5) 工事を発注する場合で、発注する仕様で定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
	(6) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1) から (6) の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

(6) の理由を選択した場合、その事由内容

川崎市観光関係事業補助金交付要綱第10条第2項に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴取により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された補助金の全部または一部を返還いたします。

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

名 称 _____

代表者名 _____

川経 第 号
年 月 日

川崎市観光関係事業補助金交付額確定通知書

住 所
団 体 名
代表者氏名

川崎市長

年 月 日付けで実績報告のあった川崎市観光関係事業補助金については、川崎市観光関係事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、次のとおり交付金額を確定します。

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |

川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）及び川崎市観光関係事業補助金交付要綱に違反し、その他補助事業の執行方法が不相当と市長が認めるときは、補助金の交付決定の取消し、又は、すでに交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。